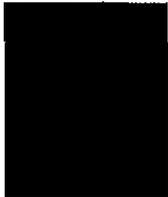


令和元年度（7月）
紀の国森づくり基金運営委員会
議 事 録

開催日時 令和元年7月29日（月）
13：30～14：20
開催場所 和歌山県民文化会館
6階 特別会議室B

令和元年度（7月）
紀の国森づくり基金運営委員会

- 1 開催日時 令和元年7月29（月）13：30～14：20
2 開催場所 和歌山県民文化会館 6階 特別会議室B
3 出席委員


委員
委員
委員
委員
委員
計5名

4 県関係出席者

森林・林業局	局長	西山	久雄
森林整備課	課長	児玉	和久
〃	副課長	南方	清克
〃	緑化推進班長	寺田	智
〃	主任	栗生	剛
〃	技師	井馬	莉彩子
海草振興局林務課	主事	川島	有美
那賀振興局林務課	主事	向井	舞
伊都振興局林務課	主査	木下	剛司
有田振興局林務課	主事	片岡	宏美
日高振興局林務課	主任	十河	真紀
〃	技師	大森	悠也
西牟婁振興局林務課	副主査	上田	清貴

令和元年度（7月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：令和元年7月29日(月)午後1時30分より

場所：和歌山県民文化会館 6階 特別会議室B

開 会 午後1時28分

南方副課長

ただいまから「紀の国森づくり基金運営委員会」を開催させていただきます。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第3項の定足数ですが、議決権を有する委員数8名に対して本日ご出席の委員が5名となっており、過半数に達しておりますので、本委員会が有効に成立したことを報告いたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

会議の議長につきましては、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第2項により、委員長が当たることになっておりますので、■■■■委員長、議長のほうよろしく願いいたします。

■■■■委員長

それでは、「紀の国森づくり基金運営委員会」の議事を始めさせていただきます。

まず、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に基づき、本日の議事録署名人を私のほうから指名させていただきます。

■■■■委員と■■■■委員、お願いいたします。

[両委員うなずく]

■■■■委員長

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、平成19年度第1回の委員会で決定しましたとおり、審議については自由な議論を行うために非公開にしたいと思います。

そのため、報道関係それから傍聴者の方がおられるかどうかの確認をいたします。事務局、いかがでしょうか。

井馬技師

おりません。

■■■■委員長

いらっしゃらないようですので、これから次第に従いまして議事に移りたいと思います。

議事の1です。「令和元年度（第2次）紀の国森づくり基金活用事業に係る公募事業の審議について」を議題といたします。

それでは、委員の皆様事前に審査いただいた評点の結果につきまして、当局からご説明お願いいたします。

寺田班長

それでは、お配りしております右肩に「資料」と書いた資料の1ページをご覧ください。

今回の公募事業は、令和元年5月27日から令和元年6月28日の期間で募集したところ、申請件数5件、申請額351万2,061円の応募がありました。

活用の方向性で見ますと、複数の項目に申請している団体もありますので、団体数とは合致しませんが、「森とあそぶ・まなぶ」が4件、「森をつくる・まもる」が2件、「提起」が1件となっております。

それでは、選定要領の概略と事前審査の評点結果についてご説明いたします。資料の2ページ目をごらんください。

まず、選定要領の概略でございますが、応募された事業は、県で紀の国森づくり税条例と基金条例の趣旨及び要綱と照らして整合性があるかどうか確認を行いました。

その結果、左側の「整合性がある」としまして、事前審査として委員の皆様の評点シートの作成をお願いしてございます。その評点シートの結果をもとに、この委員会では、この下にあります、この赤で囲ってある部分の審査となりますが、各事業の適否をご審議いただくこととなります。

適否の判断基準としましては、「適当」は各委員の評点の平均点が23点以上のものとなっております。

ただし、23点以上であっても「0点」の項目が採点者数以上ある場合、また過半数の採点者が「0点」とした項目があるものは「適当でない」となりますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、再評点を行うことがふさわしいと判断された事業については、この場で再評点を行っていただき、その採点結果で決定することとします。

県は、この委員会で適否の決定をいただき、事業の採択を行うこととしております。

それでは、事前審査の結果について説明いたします。資料は、3ページ以降となります。

こちら3ページは、振興局別の評点結果を並べております。
そして、資料の説明をします。

4ページは、評点結果の高い順に並べた資料です。その次の5ページから6ページは、応募事業別評点の結果となっています。
それでは、4ページの上段をご覧ください。

この表は、評点結果をもとに評点の高い順に並べております。
一番右側の数字の評点が、各委員の事前審査による平均点を示しています。

今回の事前審査では、5事業のうち4事業が23点以上、1事業が23点未満となっており、4ページの下段に23点未満の事業を記載しています。

次に、5ページ以降につきましては、事前評価における各委員の項目別点数並びに各委員からいただいたご意見を掲載しています。

また本日は、申請窓口である各振興局の担当者も同席させていただいております。現地状況や申請団体の意向等も把握していますので、ご質問等がございましたら、各担当からお答えさせていただきますので、その旨ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

各事業の評点の下段にございます特記事項のうち、代表的なご意見につきましては、採択者への通知の際に、留意事項や意見として記載したいと思っております。

なお、この留意事項等については、委員会終了後、改めて各委員に内容の確認をさせていただきたいと考えております。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

■委員長

この今ご覧いただいている評点の結果につきまして、何か皆様のほうからご質問等ございますか。

ないようですので、早速審議に移りたいと思っております。

今回は全て5件に整合性ありとの中で、事前審査において「適当」と判断する基準点である23点以上の申請が5件中の4件、下回っている申請が1件ございます。この結果について、委員の皆様からご意見をお聞きしたいと思います。

平均点23点以上が「適当」ですので、23点未満は「適当でない」という結果になっておりますが、もし再評価が必要と判断された場合は、この場で再評価を行うことができます。いか

がでしょうか。

今回、1件が21.63点という点で、ちょっと大きく下回っているところですが、このことについていかがですか。

とくにございませんようでしたら、この審議につきましては採点どおりの4件が「適当」、1件は「適当でない」と判断したいと思いますが、いかがでしょうか。いいですか。

[各委員うなづく]

■委員長

それでは、この4件を「適当」ということにしまして、本委員会の審議結果として県に報告したいと思います。

今回の審査に当たって、「資料1-⑤」を見ていただきますと、皆さんにもいろいろご意見をいただいています。改めまして、いろいろな留意事項等を付すかどうかの検討なども必要かと思いますが、いかがでしょうか。皆様何かご意見ございましたら、どなたからでも結構ですので、意見をいただければと思います。

■委員

■の評点が低かったということについてです。ほかの活動は、参加した人が山の中へ入って何かをする、何かをつくるということで、それ自体に価値があるけども、この団体については■をつくることに価値があるのか、その■を使って何かをするに価値があるのかというのがちょっと混在をしているのかなと思います。

そうであるとしたら、毎回その■をつくるというよりも、そのつくった■をどう活用するのかということが効果に結びついていくので、そういう視点を持ってお話をしないと、きっとこの■をつくられている団体の方も非常に熱心にやられているので、いつまでたってもこんなことが続くのかなという感じがします。

ある意味、山へ入って1回というのは、もう1回限りの体験なので、それは広がりがないのかもしれない。■をつかって学ぶことによって、それはどんどん広がりがあるという話になるとしたら、後者の活用をどうするのが大事なので、そういう視点を説明してあげないと、今この絵本をつくる皆さんとの間での、少なくとも私が審査させてもらう立場と、■を申請していただく立場との意思がちよっと合っていないので、毎回こ

のような話になってくるのかなという気がする。

これは私の個人的な意見ではありますがけれども、もしそうだと
いうことであるのなら、事務局の方からちょっと話をしても
らったほうが良いのでは。彼らとしてはそれなりの努力をしま
ながらこの申請をしてくれているので、ちょっと堂々めぐりにな
ってしまい、要らん努力を強いてしまっていることになるのか
なという気がします。

■委員長

今お手元にある評点の結果を見ていただきますと、ほとんど
がこの公益性——事業の内容が県民のためになるかというところ
は割と皆様、高評価をしているということですね。

ですけれども、前回は2次募集から行って大変タイトな日程で、
ぎりぎり3月に完成ということで、■の方にも大変な苦勞を
かけたということがこの■の実情がありまし
で、また今年もそのスケジュールというのは非常に無理がある
のではないかと。もう少し急がずにやっていただいてもいいの
ではないかかと思えます。

1次募集のときも不採択になっているわけですが、その
際もぎりぎりに■ができて、その活用した効果などがわから
ないうちに次ということで、もう少し読み聞かせなどの活動に
注力したらいかがかというご意見がありました。皆さん結構意
義は委員の中でも認められている場合が多いと思うのですけ
ども、タイミングが非常によくないということです。不採択であ
りますけれども、理由についてはいつも付けていますので、そ
ういう点をご指導いただければとも思えます。

ほか、いかがでしょうか。今の点についてでもいいですけ
ども。

■委員

今まさにおっしゃったことは、私もそう思います。

ただ、この2番目の特記事項のところに「正確さを欠くもの
が認められた。」というのがあるのですけれども、これは具体的に
どういうことかちょっと教えていただけたら。そういう点で反
対されている方もおられるわけですか。

井馬技師

そうですね、本日欠席でここにいらっしゃらないのですが、
そういう委員さんがおり、その■の内容がちょっと正確さを

欠く部分もあったという指摘がありました。

委員長

昨年度採択された時点で、やはり森づくりについて■をつくるのであれば、なるべく専門家に話を聞いて正確にするべきだと、生態系など専門家にも話を聞くべきだという意見が付されておまして、そういう中で、申請団体のほうでもそれに対しては注力されたと思うのですが、また今回このようなことだというご指摘があったということで、これもあわせてお伝えいただいたらいいのではないかなと思います。

委員

この案件にしても、いわゆる文化的な要素の高いもの、例えば芸術とかというものは、各委員それぞれの価値観がありますから、非常に迷うところ。特に基準はありませんから、そういう中でこういう評点のばらつきに結果としてなっていると思います。

確認事項の中で、申請者の説明がかなり長い文で書かれておりましたけども、各地域の特色を生かしたような話を順次つくっていききたいということですよ。そうすると、連続的にこれをシリーズとしてつくっていききたい。しかし、■がなかなか決まらない。テーマはよくても■がなかなか決められないというのが、どこまで行ってもこれはつきまとう案件だと思うので、その辺、仮置きであっても■の方にきちんとお話をしておいて、予算がとれた暁にはきちっと、あなたがしてくださいという路線も、この団体としては道筋を立てておかないと、右往左往して、やれ時間がないとか、結果として資金の使い方に少し無駄があるとかということにつながるのではないかと思います。

委員長

やっぱり難しさというか、意義があって継続的にやることも非常に意味のあることだと思うのですが、単年度で基金を活用しての実施では、ちょっと無理が生じる可能性のある活動かなと思います。なので、何とか事前にやっぱり準備をしておいていただくというのか、ちょっと定常的な部分でも進めておいていただくと非常に助かるなというのは思うところあります。

ほか、いかがでしょうか。

委員

のこの中で、和歌山城の樹木関係をプロの方、専門家の人いろいろな指導していただいて冊子をつくるということですが、これって既にある話じゃないかなと。

和歌山城とか公的に管理されているものは、それなりのものが既にあって、逆にガイドしてもらったらい話じゃないかなと単純に私は思っているのですが、そういう資料というのがないからこういうことをやっているのでしょうか。そこら辺、これは県の管理？

委員

市の管理。

委員

市の管理。

委員長

事務局あるいは振興局の方、いかがでしょうか、今の点について。

海草振興局
農林水産振興
部林務課
川島主事

海草振興局の川島です。

その辺のことをお伺いしたのですが、市のほうでそういう資料がないようです。

それで、10年くらい前に一度、紀の国森づくり基金を使って、このさんではないのですが、パンフレットをつくっているのですが、それがもうかなり古くなってきており、今ない木も載っている状態で、もう一度調べ直してきちんとしたものをつくりたいという希望をされておられます。

委員

の皆さんが市から委託を受けて、台風で空洞化し腐った木が落ちてきたりして危ない可能性があるというので、全体を3年か4年前に調査しました。ですので、樹木らしい樹木は全部一本一本調査してあります。どこにどういいう木があって、どのくらい腐っているというのまで。それは市が知らないというはずがないのです。

ですが、調査結果が、一般向けに非常にわかりやすく図鑑的に

なっているかどうかという、そうではありません。冊子になっています。

ですので、それをわかりやすくかみ砕いて案内できるようなものをつくるというのならわかります。ただ、ないからつくると言われると、違う気がします。

■ 委員長

私もこの点については、ガイドブック的なものがないのでということ是非常によくわかるので、それをリニューアルしたいということも理解はできるのですが、ただ並べればガイドブックになるかというところではないと思ひまして、その学習の狙いですとか、ここをどのようなテーマで見せるかというところを、質問事項の中で質問してみたりもしたのですが、ちょっとなかなか明らかにならないなと思ひていました。

あと学校林ですね、校庭の樹木についてもあわせて両方を学ぶことになっていますが、その関係ですね。校庭の木と和歌山城の「森」というふうに表現されていましたが、やっぱり何をこれで感じてほしいのか、伝えたいのかというところが申請書の中ではなかなかわかりづらかったというところで、ちょっとそのようなアクティビティにたけた歴史のガイドさんとか、そういう方と連携をして、専門家に意見を聞くほうがいいのではないかなと非常に思ひました。

なので、パンフレットなどをつくるのはいいのですが、どうつくるかみたいところもあわせて少し気を使っただけると、よりいい事業になるじゃないかなと思ひます。

■ 委員

ただ、そんな人がガイドをしてあげないと、植物好きな人が植物好きな人から話を聞いていたら広がりはないですね。そういうガイドがしっかりこういうことをわかってやらないと思ひて、私はそういうことを観光ガイドとの連携という意味で書かせてもらいました。

■ 委員長

そうですね、波及効果としてね、今の観光ガイドさんにむしろこういうリソースが反映されると非常に良いかもしれません。

そういう広がりを期待したいところでもありますし、そのためには内容をきちっと、やっぱり何を目的とするかといったところをもう少し明らかにしたほうが効果的かなとちょっと感じ

ておりますので、そのあたり少し附帯意見としても残していただけたらと思います。

ほか、いかがでしょうか。

委員

。会の構成を見ると、二人で会というより家族でやっていらっしゃるのかなという感じがしました。

それと、森の大切さをみんなに知らせたい、なんだけど、非常に漠然としているので、もうちょっと会組織を充実することとあわせて、どんなことを子供たちに伝えたいというのを明確に意識されていくほうがいいのかと思いました。

委員長

それで、いつもされている活動と違う場所で今年は森づくりというものが活動のテーマかなと思うのですが、そうですね。

ほか、いかがですか。

委員

について、一つは営利事業に関係しているのではという意見と、もう一つは森林環境税の絡みで市町村が主体となっていていろいろこれから使えるという用途が広がってきますので、初年度なのでちょっと難しいかもわかりませんが、将来はその環境税交付金を使って活動できる対象になるのではないかなという意見を述べさせていただきます。

委員長

確かに「森林環境税」「森林環境譲与税」のほうでも対象となる事業だと思うのですが、本当に最初のうちから市町村で使えるようになるとも限りませんので、今回のこの申請の中には調査事業なども入ってまして、こういう用途での使い方というのは非常に悪くないと思います。そういう社会実施に向けた実現の可能性のようなところを調査していただく、このような用途で基金を使っただけのも、まずはいいのではないかと。そのうち環境譲与税のほうの準備が整いましたら、そちらのほうで活用をいただくとか、そのようなことで進めていただければ、というふうに思います。

そうしましたら、には、どのようなパンフレットを、どのような目的でというところをもう少し専門家などを交えて内容を詰めたほうがいいのかはな

いかというところが主ですね。

それと、あとは [REDACTED] のほうでは、やっぱりこれも何を伝えたいのか、森の大切さというところをどのように伝えたいのかをもう少し詰めてほしいというのと、会の充実にも努めてほしいということですね。

[REDACTED] については、ゆくゆくは譲与税も使えるようなことも考えていけばいいのではないかというお話が出ていたかと思います。

[REDACTED] につきましては、やはり無理なスケジュールで進めざるを得ないようなところを何とかして改善する、見直す必要があるのではないかということ。意義としては非常に高いものが認められているので、日常から準備していただいて、基金の事業採択が済んだら活動に入っていただくという考え方も必要ではないかというところで、ちょっと文言を整えていただいて、各事業の申請者に伝えていただければと思います。

また、振興局の関係の皆様も、その旨ご指導いただけますようよろしくお願いいたします。

そうしましたら、今回の紀の国森づくり基金活用事業の公募につきまして、総括的なご意見等ありましたらご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

何かございますか。

今回、5件という2次募集での応募でしたけれども、そのうち3件が新規の応募であったというところで、それは非常によいことではと思います。

一方で、ただ森に行っているいろいろな体験するだけでも子供さんには非常に楽しい活動ですし、意義ある活動だと思うのですが、どういうものを伝えていくのかについて、少し慣れた方の意見などが加えられればもう少しよいものになるのではないかという計画が少し見られました。

例えば、他県では森林の中でのアクティビティをサポートするようなNPO法人ですとか、非常に老舗の森林環境教育などにたけた団体がサポートをされていたり、相談窓口になっていたりとという事例もあります。何かそういう団体に公募事業の団体の活動を繋げられないかなということを思ったりします。

我々も、最近は毎年1回、2回、現地のほうにお邪魔させてい

ただいて、直接申請者の方とお話をさせていただくこともあります。これもまたそういう機会の一つでもあるのかなと思っております。

だから、それぞれの活動をブラッシュアップしていくというか、発展させていくというところでも、何か少しできればいいのではないかなと感じております。

でも、そうやって新規の活動が出てきていただけることは大変ありがたいことだと思っております。

ほか、よろしいでしょうか。

委員

難しいことだと思いますが、全体を通じて多いのはやっぱり森林林業体験や木工体験とかで、森の説明から作業までをほとんど委託をしていますし、多分そこはお任せでやってもらっていると思います。

このところ委員会から、やっぱり指導も自分たちで少しはできるようにしてくださいね、指導者の養成・育成というのにも心にとめてくださいねということを上申しているのですが、それはかけ声だけであって、なかなか進まないだろうと思います。

なぜそういうことを申し上げたかと言うと、
なんていうのは、大勢の人が来て、案内してくれるのなら、その場で突然でも誰かがボランティア的にそこにいて、言われれば1時間程度案内してあげるよというふうなこと。

例えば、この前、白山へ行ってきたのですが、そこでは夏の間1カ月間、ボランティアが詰めており、日に2回レクチャーしてくれます。高山植物こうだとか地形地質はこうだとか。委託をするにしても、去年参加した人は、今度は先生になってやってみる、それで駄目なら専門家が横にいるのだから、そうじゃないんだよと専門家の指導を受けながら活動するとか、そういう人が育つような取り組みができないものなのでしょうかという感想です。

委員長

確かに和歌山城などで、森や樹木について説明しますというボランティア活動とか十分成り立ちそうな気がします。

昨年度、現地見学にも行かせていただいた橋本の活動では、子供たちをどんどん育てていく、継続的に関わらせながら森に

ついて学んでいって、非常に育成するところに力を入れている団体もあつたりするわけで、そのような活動をぜひこれからも増やしていく、どのように働きかければそうなるかというのは非常に難しいことではありますけども、意識していきたいなと思っています。

委員

森林インストラクターの[]さんは、ボランティアでずっといろんなこと活動されている。そういう方が一番遊び心もあり、専門知識もありますので一番良いのではと思います。

委員長

そうですね、[]でずっと継続的に活動されていますし、あそこはインストラクターといいますか活動をサポートしてくれる方が常駐しておりますので、県内では非常に貴重な場になっていると思います。

この森づくり基金や各県のボランティア活動の初期のころは、インストラクターとか活動の養成講座のようなことをよくやっていました。最近では、木育なんかの分野でもインストラクターを養成しようということで、最近各県でも展開されている場合もあります。

すぐにできるものではないですけども、今活躍しておられる方の次の世代をちょうど育てていかなきゃいけない時期でもありますので、改めて森づくり活動だったり、あるいは森の中で遊ぶことであつたり、勉強会や研修会のような活動も最近必要になってきているのかなとは思っています。

今年度「森林環境譲与税」も県に入ってきますけれども、県の役割として、そういうところにあるのかなと思いますのでそういう活用も検討されるとより充実するのではと思います。

いかがでしょうか。

なければ、以上で議事については終わりにしたいと思います。

続いての議事は「その他」となっておりますが、事務局から何かございますか。

井馬技師

事務局の森林整備課の井馬と申します。

「その他」についてということで、2点ご審議をお願いしたい案件があります。

1つ目ですけど、消費税増税に係る補助金額の増額についてと

いうことで話させていただきます。

本日も委員の皆様にご審議いただいている公募事業についてですが、紀の国森づくり基金活用事業公募等実施要領第8条と、紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）補助金交付要綱第6条というものにおいて、補助金交付決定額の総額については紀の国森づくり基金運営委員会の承認を得なければならない、そのことと社会情勢の変化、または委員会から付された条件を踏まえて検討されたものに限るとなっています。

今年10月に消費税が現在の8%から10%に増額ということが決定しており、本年度実施する各事業においても応募申請及び交付申請時の補助金額の積み上げについては、9月末までに実施や購入が予定されているものについては8%、10月以降に実施や購入が予定されているものについては10%の税率を掛けて計算しています。

しかし、今後やむを得ない台風等の影響による実施時期の遅延等によって消費税分についての増額変更申請というのが想定されますので、今年度に限って、この場で消費税の増税に係る増額のみの変更については、軽微な変更と判断させていただくこととして、運営委員会の承認を不要として、事務局、県の承認をもって増額変更を行うことにさせていただけないかなと思っています。

2点目ですけど、先ほどちょっと話にありましたが、現地視察についてです。

昨年度は3月に2回実施しているのですが、今年の実施について希望の有無ですとか、希望がある場合は、希望団体とか実施時期とか事業とかありましたら聞かせてもらえればと思っています。

参考資料の7ページに、本年度の事業一覧を添付させていただいておりますので、参考にしてください。

つきましては、この2点についてご審議のほどをよろしくお願ひします。

■委員長

最初は消費税増税に係る増額の部分については、毎回委員会を開くというのは非常に煩雑になりますので、事務局のほうに一任してほしいというお話でしたけども、これにつきましてご意見はありますか。よろしいでしょうか。

[各委員うなずく]

■委員長

はい。それでは、承認されましたので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、これは意見聴取ということになると思うのですが、現地調査ですね。毎年行っている現地調査につきまして、今年特にここがというご意見などございますか。

一応イベント実施予定などの時期も右端につけていただいておりますので、ご参考にしていただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

■委員

■を
するところ、現場を知らないの、見てみたいなど。

■委員長

■これ可能方は是非という感じできていただければと思います。

そうしましたら、■についてご希望がありましたけれども、あとは事務局と相談させていただいて、また皆様にはメール等でご提案したいと思ひます。このような形でよいでしょうか。

[各委員うなずく]

井馬技師

ありがとうございます。

■委員長

はい、それでは、よろしくお願ひいたします。

以上、何かこの場で特にご発言されたいことなどありますか。よろしいでしょうか。

[各委員うなずく]

■委員長

はい。ないようですので、本日の委員会は、これで終了いたします。

では、事務局のほうにお返しいたします。

南方副課長

■委員長、ありがとうございます。委員の皆様、ご審議

ありがとうございます。

本日の審議の内容につきましては、事務局で議事録にまとめまして、そして各委員の皆様の発言内容を確認いただいた後に、冒頭に委員長から議事録署名委員としてご指名いただきました
■■■委員と■■■委員に署名・捺印いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 午後2時21分